

令和8年度 潜在保育士等職場体験事業実施要綱

1 目的

長期間保育現場を離れていた保育士をはじめ、保育士資格を取得されている方で保育関係の就職を検討している方や保育士資格取得予定者を対象に、保育施設等での就業体験の機会を設けることで、最新の保育現場の理解促進や就職への不安解消を図る。

2 主催

秋田県、社会福祉法人秋田県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）

3 後援

秋田県保育協議会

4 事業実施期間

令和8年5月から11月まで（予定）

5 業務内容

県社協は、次の業務を行うものとする。

- （1）事業周知リーフレットの作成・配布
- （2）職場体験を受け入れる県内保育施設等（以下「受入施設」という。）の募集・決定及び職場体験実施日の決定
- （3）職場体験参加者（以下「参加者」という。）の募集・決定と職場体験の実施

6 職場体験の内容

本事業における職場体験の内容は次のとおりとする。

- （1）子ども達の見守り・交流
- （2）食事の補助、準備、片付け等の補助
- （3）午睡の補助
- （4）掃除等の日常業務の補助
- （5）職員等との意見交換（保育士の魅力、やりがい等） など

7 対象

〔参加者〕

保育士資格を取得されている方で保育関係の就職を検討している方

保育士を目指している学生 など

〔受入施設〕

秋田県内の保育所、認定こども園

8 体験期間・時間・人数

体験は1日間（6時間程度）とし、回数は原則1人当たり1回とする。ただし、参加者や受入施設の都合により変更可能とする。また、1回あたりの参加者の人数は3名程度とする。

9 実施方法

〔受入施設〕

- (1) 受入施設の長は、受入申込書（様式第1号）により県社協に申し込む。
- (2) 県社協は、(1)による受入申込書を審査し受入施設を決定するとともに、当該施設と日程調整を行い、受入決定通知書（様式第2号）により通知する。
- (3) 受入施設の長は、参加者に対し「6 職場体験の内容」に記載された業務を体験させ、職場体験終了後は、終了報告書（様式第3号）を作成し、県社協に提出する。

〔参加者〕

- (1) 職場体験を希望する者は、参加申込書（様式第4号）又はGoogleフォームにより県社協に申し込む。
- (2) 参加費用は無料とする。ただし、食事代や体験施設への交通費については、参加者の負担とする。
- (3) 県社協は、(1)による参加申込書を審査し参加者を決定し、参加決定通知書（様式第5号）により申込者に、参加者決定通知書（様式第6号）により受入施設に通知する。
- (4) 職場体験終了後2週間以内に、終了後アンケート（様式第7号）を県社協あてに提出する。

10 その他

(1) ボランティア活動保険加入について

参加者は、職場体験における不測の事態に備え、ボランティア活動保険に加入するものとし、加入手続き・保険料の支払いは県社協が行う。

(2) 利用者の健康管理等について

施設利用者等の人権擁護やプライバシーの保護及び健康管理・感染症予防対策への配慮については、受入施設で実施するオリエンテーションにおいて十分な指導を行うこと。

(3) 個人情報の取扱について

本事業で取得した個人情報は、本事業の適切な運営実施のために利用するものとし、それ以外の目的では利用しない。

(4) 県社協は、受入施設に対する謝金として、1回あたり6千円を支払う。